

# 宮崎公立大学ハラスメントセルフチェックリスト（一般教職員等用）

チェック日：平成 年 月 日

このチェックリストは、本学の安心・安全な就学・就業環境を確保するため、教職員等一人ひとり  
が、ハラスメントにつながる言動への意識を高めることを目的としています。以下の項目について、ハ  
ラスメントにつながる言動だと思う場合は「思う」、思わない場合は「思わない」に○をしてくださ  
い

区分	No.	チェック項目	ハラスメントだと	
セクシャル ハラスメント	1	部下、学生、同僚に対し、二人きりの食事や外出をしつこく誘う。	思う	思わない
	2	急用でもないのに、就業後や休日に、部下、学生、同僚へ携帯メール・電話をする。	思う	思わない
	3	急用でもないのに、就業後や休日に、部下、学生、同僚を呼び出す。	思う	思わない
	4	学生に対して、ハートマークや恋愛感情を含んだメールを送る。	思う	思わない
	5	繰り返し二人きりでの作業や指導等を行う。	思う	思わない
	6	特定の学生や部下だけをかわいがる。	思う	思わない
	7	授業中や業務中に、いつも至近距離で話す。	思う	思わない
	8	相手のスリーサイズや身体的特徴を話題にする。	思う	思わない
	9	異性関係や性体験などを尋ねたり、自分の経験談を話す。	思う	思わない
	10	相手の身体の一部もしくは全体をながめる。	思う	思わない
	11	時々コミュニケーションの一環で肩に手をおいたり、頭をなでたりする。	思う	思わない
	12	自分は学内で人気も信望もあるので、ボディータッチをしても許される。	思う	思わない
	13	飲み会で手を握ったり、肩を組んだり、故意に身体に触れる。	思う	思わない
	14	宴会等でのお酌、カラオケでのデュエットを強要する。	思う	思わない
	15	旅行の宴会は、男女とも浴衣に着替える。	思う	思わない
	16	お茶は女性がいれる。	思う	思わない
	17	「女/男らしい」服装や髪形、しぐさを要求する。	思う	思わない
	18	「短いスカートや胸元の開いた服装はセクハラの原因」と言う。	思う	思わない
	19	職場や研究室等に性的なポスターや写真を貼る。	思う	思わない
アカデミック・ ハラスメント等 パワー	20	人前で部下や学生をよく説教する。 ※直ちにハラスメントに該当するわけではありませんが、気をつけましょう。	思う	思わない
	21	人前で部下や学生の趣味・性格について話す。 ※直ちにハラスメントに該当するわけではありませんが、気をつけましょう。	思う	思わない
	22	部下や学生の発言を無視することがある。 ※直ちにハラスメントに該当するわけではありませんが、気をつけましょう。	思う	思わない
	23	教育上または業務上知りえた部下、学生、同僚の個人情報について、他人に吹聴する。	思う	思わない
	24	特定の学生や部下だけに指導や指示、アドバイスを行わない。	思う	思わない
	25	特定の教職員や学生に対し、物品購入や学内施設使用等を理由なく制限する。	思う	思わない
	26	仕事や教育に関係ない私的な用事を、部下や学生に頼むことがある。	思う	思わない
	27	研究や職務以外の付き合いの良さなどによって、部下や学生を評価する。	思う	思わない
	28	個人的な感情を指導・業務に持ち込む。	思う	思わない
	29	ゼミの苦情・変更を申し出た学生に嫌がらせ、妨害を行う。	思う	思わない
	30	教員が気に入らないテーマの論文を書かせない等、学生の研究の自由を制限する。	思う	思わない

◆上記の項目はハラスメントにつながる行為です。「思わない」と答えた人は気をつけましょう。裏面へ⇒

ここからは、最近2か月間の自分の言動について振り返りながら、思い当たることがある場合は「Yes」、ない場合は「No」、業務上該当する場面がない場合は「該当なし」に○をしてください。

区分	No.	チェック項目	回答欄		
			Yes	No	
飲酒	1	飲酒の場において、相手に対し高圧的な言動をおこなった。	Yes	No	
	2	飲酒の場において、相手の意に反する行為を強制した。	Yes	No	
	3	未成年の学生の飲酒について、監督責任を（例 事前に未成年の把握、注意するなど）怠った。	Yes	No	
	4	学生との飲酒で、二次会以降も参加した。もしくは午後11時を過ぎて参加した。	Yes	No	
	5	歓迎会・送別会・祝賀会・ゼミや課外活動団体の打上げ等以外で、学生とプライベートに飲酒した。	Yes	No	
	6	学内で飲酒した。（認められた場合を除く。）	Yes	No	
	7	学生と自宅や学生宅で飲酒をした。	Yes	No	
ゼミ合宿等	8	事前に学務課へ届け出をせず、ゼミ合宿等を実施した。	Yes	No	該当なし
	9	ゼミ活動の一環として、学生にゼミ合宿等への参加を義務づけた。	Yes	No	該当なし
	10	やむをえず自動車を使用した場合、運転者への交通安全指導を怠った。	Yes	No	該当なし
	11	午後9時以降も活動を行った。	Yes	No	該当なし
	12	教員と学生、もしくは男女が同室で宿泊した。	Yes	No	該当なし
	13	個室にて学生と二人きりで指導を行った。	Yes	No	該当なし

◆上記の項目はガイドラインの基準から逸脱した行為です。「Yes」と答えた人は気をつけましょう。